

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則32号。以下「規則」という。）の規定に基づき、島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、旅行事業者が島根県内の周遊観光を目的とした貸切バス旅行（以下「補助事業」という。）を実施する経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、県内の観光素材を取り入れた、バスによる旅行商品造成を促進し、県内観光産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

(補助対象事業)

第4条 以下の要件を満たす団体向け「受注型企画旅行」（旅行者の希望する日程、内容、旅行料金にもとづき、旅行事業者が旅程を提案する旅行をいう。組織内募集型の企画旅行を含む。）及び個人向け「募集型企画旅行」（旅行会社が、目的地、日程、交通手段、宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加者を募集して実施する旅行をいう。）を補助対象とする。

- (1) 島根県外を貸切バスの発地とし、島根県内を周遊するバスツアー（島根県まで鉄道、航空機等を利用し、その後県内を貸切バスで周遊するツアーを含む。）であること。
- (2) 県内の観光施設等(宿泊施設を除く、以下同じ。)を行程に3か所以上含める旅行であること。
- (3) 第10条に規定する県内観光施設等を利用したことを証明する書類の発行が受けられること。また、県内で宿泊する場合、第10条に規定する県内宿泊施設を利用したことを証明する書類の発行が受けられること。
ただし、知事が別に定めるところにより、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
- (4) 団体の構成人数が9名（乗務員及び添乗員は含まない。実績ベースとする。）以上であること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症への対策については関係業種のガイドラインに基づき、適切な対応を行うこと。
- (6) 次に掲げる旅行は補助対象外とする。

① 学校行事として実施する旅行

- ② 会議や研修を目的とした旅行
 - ③ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行
- (7) 島根県、公益社団法人島根県観光連盟及び石見観光振興協議会等が実施する他の補助金等を受けていないこと。

(募集区分及び補助金額)

第5条 補助金額は、補助金額は、下表の区分に応じた額とする。

【前期】 令和3年5月1日（土）出発分～令和3年9月30日（木）帰着分

【後期】 令和3年12月1日（水）出発分～令和4年2月28日（月）帰着分

区分	県内宿泊あり	県内宿泊なし
バス1台 あたり 補助金額	50,000円	15,000円

(補助事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、受付期間内であって旅行実施の10日以上前に島根県知事（以下「知事」という。）あてに、様式第1号（県内宿泊あり）又は様式第2号（県内宿泊なし）に添付書類を添えて補助事業の認定申請を行わなければならない。

(1) 受付期間 別途定める

(2) 添付書類

①お客様に提出した企画書（行程に3か所以上の観光施設等が確認できること、旅行代金及び県内で宿泊する場合は宿泊施設が明記されていること。）

②貸切バスを利用することがわかる書類（バス会社、バス代金が明記されていること）

2 知事は、前項の申請があった場合には、内容を審査し、適当であると認めるときは、原則として、認定申請書を受付した日から30日以内に様式第3号により通知を行うものとする。ただし、募集型企画旅行については受付終了日から30日以内に様式第3号により通知を行うものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国または都道府県知事から住民に対し、不要不急の外出や、都道府県をまたぐ往来の自粛などの行動制限が要請された場合等においては、その対象期間内に催行される当該地域をツアーの出発地とする貸切バス旅行について、知事は前項に基づく認定をしないことができるものとし、認定をしない場合は様式第3号の2により通知を行うものとする。

(補助の条件)

第7条 前条により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、島根県が別途送付する「ご縁も、美肌も、しまねから。」の掲示物を催行するバス車両、配布

物等に掲出すること。

(事業の変更・中止)

第8条 認定者が、旅行実施までに補助事業の計画を変更又は中止する場合は、速やかに様式第4号により申請を行わなければならない。ただし、補助事業の計画の一部を中止する場合についてはこの限りではない。

2 知事は、変更の申請があった場合には、内容を審査し、様式第5号により通知を行うものとする。

3 認定者が、補助事業の計画の全部または一部を中止する場合は、速やかに様式第6号により届出を行わなければならない。

(認定の変更及び取消)

第9条 知事は、第6条第2項に基づく認定を行った日以降に、同条第3項に相当する事由が生じた場合には、当該認定を変更または取消することができることとし、変更の場合は様式第5号の2、取消しの場合は様式第5号の3により通知を行うものとする。

(交付申請及び実績報告)

第10条 認定者が、補助金の交付を受けるためには、規則第4条の規定により、認定申請書に記載された旅行の帰着日から14日以内又は補助事業の完了年月日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書(様式第7号又は様式第8号)に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないが、3月31日までの提出を厳守とする。

(1) 添付書類

①旅行契約、旅行商品の行程表等旅行内容がわかる資料

②貸切バスを利用したことを証明する以下のいずれかの書類の写し

- ・貸切バスのクーポン
- ・バス会社、バス代金が明記されたバス会社発行の請求書又は領収書等
- ・バス会社が発行するバス運行証明書(様式第9号)

③県内観光施設等を利用したことを証明する以下のいずれかの書類の写し(団体名(ツアー名)、旅行会社名、立ち寄り日、利用人数が記載されたものであること。)

- ・観光施設等のクーポン
- ・観光施設等が発行する請求書又は領収書等
- ・観光施設等が発行する立ち寄り証明書(様式第10号)

④県内宿泊ありの場合は、県内宿泊施設を利用したことを証明する以下のいずれかの書類の写し(団体名(ツアー名)、旅行会社名、宿泊日、宿泊人数が記載されたものであること。)

- ・宿泊施設のクーポン

- ・ 宿泊施設発行の請求書又は領収書等
- ・ 宿泊施設が発行する宿泊証明書（様式第 1 1 号）

（交付決定及び額の確定）

第 1 1 条 知事は、前条の交付申請があった場合には、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた時は、補助金の交付を決定し、様式第 1 2 号により通知を行うものとする。

2 規則第 1 1 条の規定による交付額の確定は、前項の交付決定と併せて行う。

（書類の保管）

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（その他必要な事項）

第 1 3 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 8 月 2 0 日から施行する。

この要綱は、平成 2 8 年 3 月 1 5 日から施行する。

この要綱は、平成 2 9 年 3 月 1 5 日から施行する。

この要綱は、平成 3 0 年 3 月 1 5 日から施行する。

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この要綱の施行の日以後の旅行に係る補助事業の認定に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 5 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 5 月 2 5 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 5 日から施行する。

ただし、この要綱の施行日以前の募集分の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

この要綱は、令和3年3月16日から施行し、令和3年度事業から適用する。